

2022年3月22日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会 代表理事・医師 菌 潤
〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町1-11-44 ビコロ曾根 3F

貴県庁敷地内に喫煙所を再設置しないことを強く要望します

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本タバコフリー学会（弊会）は、各種の癌や呼吸器・循環器疾患の予防のために、タバコフリー（タバコのない）社会を目指して活動している特定非営利活動法人で、会員には医師・薬剤師・看護師など医療職も多く含まれています。

朝日新聞および読売新聞での、「佐賀県議会では、3月18日に県庁敷地内に喫煙所を再設置する請願を全員一致で採択した。」との報道に接し、弊会の理事一同は大変遺憾に存じ、この要望書を提出することになりました。

貴県におかれましては、2019年7月から改正健康増進法の成立に伴い県庁内の喫煙所をすべて撤去し、庁舎内を全面禁煙にされたとのことで、法律の趣旨を踏まえた職員及び来庁者への健康増進へのご配慮に、敬意を表しております。

しかるに、今回の県議会による請願は、改正健康増進法に全く逆行するもので、法律遵守の模範となるべき県議会の請願とは信じられず、到底看過・容認できるものではありません。

喫煙習慣は、喫煙する本人への健康被害だけでなくその周囲の人々にも受動喫煙の被害を与えることが多くの研究ですでに証明されております。受動喫煙の被害を少なくする目的で、喫煙室あるいは喫煙場所の設置が行われてきましたが、ドアの開閉などで喫煙所内の煙は外に漏れ出ますし、また喫煙者の呼気中には30分以上にわたり、多くの発がん物質をはじめとする有害物質が含まれ、衣服や毛髪にも同様に有害物質が含まれており、施設内に喫煙所がある限り受動喫煙の害を完全に防ぐことは不可能です。

従って、喫煙所を設置せず、勤務時間内喫煙を完全に禁じることが、最も確実な受動喫煙を防ぐ方法であることは明らかです。

また、過去の喫煙室・所設置やその後の撤去にも税金が使われており、今回法律の趣旨に違反する喫煙所を再設置される場合に貴重な税金が使われることは、納税者の立場からも容認できません。

一方、現喫煙者への調査によると、その多くは、喫煙の害についても理解し、健康増進や経済的な理由等でいつかは禁煙しようと思っております。禁煙には動機が必要ですが、庁舎敷地内の喫煙所の撤廃や休憩時間を含む勤務時間内禁煙は、県職員が禁煙を決意する大きなチャンスでもあります。

しかし、喫煙所の再設置はこの貴重な機会を失わせることにもなります。

また、さらに現在のコロナ禍におきまして、マスクをはずして複数の人々が密集して喫煙あるいは会話をしている喫煙所は、コロナ感染のクラスター発生場所となっております。したがってコロナ感染予防のためにも、駅などの公共施設での喫煙所撤去が進められている中で、このような請願がなされたこと自体信じられません。

庁舎や敷地内に喫煙所が無いことにより、県職員が周辺の路上や公園などで喫煙し迷惑をかける問題については、職員にまだ多数の喫煙者がいること自体がその原因と考えます。県職員が健康で定年まで職務を全うしていただくには、一人でも多くの喫煙者を、禁煙させることこそが重要ではないでしょうか。

ぜひ知事ご自身が率先して、まずは休憩時間を含む勤務時間内禁煙を、次いで喫煙職員全員に禁煙するように呼び掛けていただき、「喫煙者のいない県庁」を目指すことにより、この問題を解決していただきたいと存じます。

喫煙所を撤去し庁舎・敷地内の完全禁煙化を実現した、貴県の方針を弊会としたしましても心から応援しておりますので、この活動に逆行するような「喫煙所の再設置」に関しては絶対にお認めにならないことを、強く要望する次第です。

なお、この要望に関するご回答は、4月30日までにいただきたく存じます。コロナ禍のなかでご多忙中とは存じますがよろしくご検討のほどお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴県のますますの発展を心から祈念いたしております。

敬具